

第 5 次笛吹市男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第 5 次笛吹市男女共同参画プラン策定支援業務委託

2. 業務の目的

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月に策定した「第 4 次笛吹市男女共同参画プラン」の計画期間が令和 7 年度で終了することに伴い、新たに「第 5 次笛吹市男女共同参画プラン」を策定することを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務内容

受注者は次に定める業務内容を実行するものとする。

また、今後発注者が必要と認められる業務が発生した場合は、協議の上で速やかに実施するものとする。

(1) アンケート調査

- ・調査対象：市内在住の 18 歳以上 80 歳未満の男女（1,800 人）を無作為抽出し、調査票を郵送する。最低目標有効標本数は 720 標本（40%）とする。

- ・調査方法：郵送配布・郵送回収またはインターネット等を利用した回答

※アンケート調査票の作成・発送・返送に係る費用（郵送料含む）は委託料に含むものとする。

(ア) 調査票の設計支援

- ・アンケート調査項目等を発注者と協議の上で決定する。回答者の負担を考慮し、調査票のページ数は 12 ページ以内とする。アンケート回答については、インターネット等を利用し、回答率が上がる創意工夫を行うこと。
- ・受注者は専門的知見に基づき、調査票設計についての助言及び提案を行うものとする。

(イ) 調査票の作成及び印刷

- ・受注者は、調査票の原稿を作成及び印刷する。
- ・受注者は、発送封筒及び返信用封筒をそれぞれ準備し、印刷する。
- ・受注者は、発注者からデータの提供を受けた宛名へ発送する。
- ・受注者は、発送封筒に調査票及び返信用封筒を封入封緘する。
- ・受注者は、封入後の封筒を発注者の確認を受けた上で、発送する。
- ・調査票の返送先は笛吹市とし、受注者は回収した調査票を受け取りに来ること。

(ウ) 入力、集計、報告書作成

- ・受託者は、回収した調査票の入力を行う。
- ・受託者は、集計を行い、調査結果を報告書にまとめる。
- ・調査結果報告書電子データでの納品（A4 版、本文 1 色）
- ・PDF 形式及び修正可能な形式（Word など）の 2 種類を納品すること。

(2) 現状と課題の整理

現行の第 4 次笛吹市男女共同参画プランにおける現状を分析する。また現行計画の検証及び評価を行い、課題を整理する。

(3) 計画策定

受注者は発注者と協議の上、第 5 次笛吹市男女共同参画プラン策定及び概要版の作成を行う。また発注者と協議の上、適宜内容の修正を行う。

(ア) アンケート調査を踏まえた第 5 次男女共同参画プランの策定

- ・男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づき、笛吹市民の男女共同参画社会の形成に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的としている。

第 5 次笛吹市男女共同参画プランの策定に当たっては、アンケート調査を行い本市の抱える課題を洗い出し、具体的な数値を踏まえて、目標を設定すること。また、本計画期間は 5 年間であり、開始 4 年後に最終評価を行うことを見据えた内容とすること。

詳細については、発注者と協議の上で決定するが、以下の点について先進的事例等を踏まえて、実施方法や計画書への記載方法について助言、検討すること。

① 専門職団体等の意見聴取

- ・ 笛吹市男女共同参画推進委員会
- ・ その他若年層等アンケート以外の意見聴取

②第5次男女共同参画プランの策定に当たり、計画に盛り込むことが望ましいとされている内容

- ・ 男女共同参画基本法に基づき笛吹市が実施する男女共同参画事業について、第5次男女共同参画プランに位置付けるよう留意すること
- ・ 国や山梨県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定すること
- ・ これまでの笛吹市の男女共同参画事業に関する事業展開に留意しつつ、新たな課題や社会的背景、国際的な潮流を踏まえながら、計画の策定をすること
- ・ アンケート等の結果により、数値で示すことができるものは、可能な限りグラフを用いて分かりやすくすること
- ・ 以下の関連する計画との調和及び配慮を図りつつ、計画を作成すること

■関連する主な計画

計画名	根拠法令	主な内容
第5次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画
第5次山梨県男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
—	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
—	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
—	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	る困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
第三次笛吹市総合計画	—	自治体の総合的な計画（令

		和 7 年度策定予定)
--	--	-------------

(イ) パブリックコメント支援（資料作成支援、意見に対する対応策等の助言）

(4) 打合せ・会議

受注者は、計画の内容について検討を行う各種打合せ、男女共同参画推進本部、男女共同参画庁内作業部会、男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会の開催・運営支援を行う。なお、打ち合わせは必要に応じて行うものとし、男女共同参画推進本部は2回（予定）庁内作業部会は2回（予定）男女共同参画推進委員会は6回（予定）、審議会4回（予定）の開催を予定する。若年層等へのアンケート以外の意見聴取については、聞き取り内容に対する助言を行い、聞き取った内容は報告書へ反映する。

(ア) 会議資料の作成支援

(イ) 会議への出席及び議事録（要旨）の作成

(ウ) 会議内容の計画への反映

5. 成果品

(ア) 計画書

- ・規格 A4 判、両面印刷（概ね 100 ページ）、写真及びイラストを挿入する。
- ・用紙 表紙及び裏表紙：マットコート紙 135 kg、またはこれに準じる紙質
その他のページ：マットコート紙 90 kg、またはこれに準じる紙質
- ・印刷 表紙カラー、本文フルカラー、両面印刷
- ・校正 校正 2 回以上、色校正 1 回以上
- ・製本 無線綴じ
- ・部数 200 部

(イ) 計画書概要版

- ・規格 A4 判、フルカラー・4 ページ 27,000 部

(ウ) アンケート調査集計結果報告書 2 部

(エ) 上記電子データ（CD-ROM 等）一式

※提出のデータ形式は発注者との協議による

6. 再委託の禁止

- (1) 受注者は、仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面において発注者の承諾を得なければならない。この場合において、受注者は業務に係る一切の責任を負うものとする。

7. 守秘義務

受注者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
なお、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

8. 支払い

- ・完成払とする。

9. その他

- ・受注者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、事前に打合せを行い、国や県が示した指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは、必要に応じて行う。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針が示された場合は、当該指針等を踏まえた内容とする。
- ・今後、第三次笛吹市総合計画に関する指針が示された場合は、当該指針等を踏まえた内容とする。
- ・本業務の業務担当者は、自治体における男女共同参画計画を策定した実績を有するものとする。
- ・受注者は、個人情報取扱特記事項に記載された事項を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）すること。
- ・受注者は、本仕様書に記載する要件を満たすことを証明する書類を、発注者に報告するものとする。
- ・成果品の帰属は、すべて発注者とし、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・本仕様書に定めのない事項等が生じた場合又は、本業務履行上に必要な事項に変更等の必要が認められた場合、発注者と受注者間で協議の上、必要な事項を定めるものとする。

のとする。

- ・契約保証金として、事前に契約金額の10%以上を納付するものとする。また、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証を受けるものとする。